

国土交通省
福島河川国道事務所
福島運輸支局

大型特殊車両の取締りを国道4号で実施 ～道路の保全、交通の危険防止に向けて～

福島河川国道事務所及び福島運輸支局は、福島北警察署の協力のもと、国道4号国見パーキングにおいて、特殊車両の通行許可の確認等、合同で違反車両の指導取締り及び車輪脱落防止の為の街頭点検を実施します。

道路を利用するには、運転者が道路を傷めることなく、整備された車両により、法に沿った通行を心がけなければなりません。

特殊車両通行許可が厳正に履行されているか、不正に車両を改造して走行していないか確認を行い、違反者に対しては道路の保全や交通の危険防止のため、必要な指導や措置を命じます。

◆取締り日時: 令和3年11月1日(月) 13時30分～15時30分

※天候等の事情により中止になる場合があります。

◆取締り場所: 国道4号国見パーキング地内 (下り車線側)

～別紙「案内図」を参照して下さい。

◆所在地: 伊達郡国見町石母田(いしもだ) 地内

【昨年の合同取締り実施状況】



〈発表記者会: 福島県政記者クラブ、福島市政記者クラブ〉

問い合わせ先

◆国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所
(特殊車両の取締り)

保全対策官 早坂 肯心 (はやさか こうしん) TEL 024-539-6130

福島国道維持出張所長 津田 貴生 (つだ たかお) TEL 024-546-0524

◆国土交通省 東北運輸局 福島運輸支局

(不正改造車両の取締り及び車輪脱落防止の為の街頭点検)

首席陸運技術専門官 渡邊 聡 (わたなべ さとし) TEL 024-546-0345

▼案内図▼



【参考資料】

◎道路法に基づく車両の制限

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を以下のとおり定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。(道路法第47条第1項、車両制限令第3条)

・寸法について



・重量について



※総重量については、道路種別や車種により特例あり

これらの制限値を1つでも超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です

※平成30年に創設された「重要物流道路」制度に基づき、特殊車両通行許可が不要とされる国際海上コンテナ(40ft背高)を除く